

# 令和6年 冬の交通安全運動北海道実施要綱

## 第1 運動の目的

交通安全を自らのことと捉え、交通ルールの遵守や思いやりのある交通マナーの実践が主体的に行われるよう、道民一人一人の交通安全意識の高揚を図る。

## 第2 期間

### 1 運動期間

11月13日（水）から11月22日（金）までの10日間

### 2 統一行動日（セーフティコール）

11月13日（水）

## 第3 主催

北海道、北海道教育委員会、北海道警察、札幌市、市町村、公益社団法人北海道交通安全推進委員会、一般財団法人北海道交通安全協会、一般社団法人北海道安全運転管理者協会

## 第4 運動の重点

- 1 歩行者優先意識の徹底や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止
- 2 スリップ事故防止と全席シートベルト着用の徹底
- 3 飲酒運転の根絶

## 第5 運動の進め方

道、道教委、道警察、市町村をはじめ、関係機関・団体等は緊密に連携し、体系的かつ効果的な交通安全運動を展開するとともに、参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進する。

## 第6 運動重点の取組

### 1 歩行者優先意識の徹底や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止

- (1) 運転者に対して、特に横断歩道における歩行者の安全確保やこども・高齢者の行動特性を理解した安全運転の普及など、歩行者を最優先とする保護意識の醸成を図る広報啓発活動を推進する。
- (2) 歩行者に対して、手を上げて横断する意思を明確に伝えることや安全を確認して横断することなど、自ら安全を守るための交通行動を促す安全教育を推進する。
- (3) 街頭における交通安全指導や交通ルールを身につけるための交通安全教室を開催するなど、こどもの交通安全意識の高揚を図る広報活動を推進する。
- (4) 登下校時の安全を確保するため、関係機関・団体が連携して通学路の安全点検や保護・誘導活動を推進する。
- (5) 高齢者に交通安全のひと声アドバイスを行う「シルバーアドバイザーの店」の登録拡大など、あらゆる機会を通じて交通安全意識の高揚を図る広報啓発活動を推進する。
- (6) 高齢者に個々の身体機能を自覚した安全な交通行動の実践を促すための交通安全教育や啓発活動のほか、高齢者宅への訪問活動による安全指導等を推進する。

## 2 スリップ事故防止と全席シートベルト着用の徹底

- (1) 交差点、急カーブ、下り坂、わだち等におけるスリップ事故防止のため、スタッドレスタイヤへの早めの交換の促進、冬道の安全運転のポイントの指導等の啓発活動を推進する。
- (2) 後部座席を含めた全席でのシートベルトの着用や、チャイルドシートの正しい使用の効果についての広報啓発活動、地域・職域における着用率向上に向けた取組を推進する。
- (3) 各種資器材を活用したシートベルト非着用の危険性の認識向上に向けた交通安全教育を推進する。

## 3 飲酒運転の根絶

- (1) 「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」の基本理念である「飲酒運転をしない、させない、許さない」という規範意識の醸成を図ることに加え、「そして見逃さない」の視点をもって、飲酒運転が悪質な犯罪であることの認識や飲酒が身体に及ぼす影響に関する知識を深める広報啓発活動を推進する。
- (2) 交通安全指導員や地域交通安全活動推進委員等の交通ボランティアなど関係機関・団体と連携した飲酒疑似体験による飲酒運転の危険性の認識向上を図る。
- (3) 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守の徹底を図る。
- (4) 飲食店や酒類販売店等の飲酒関連業界と連携したハンドルキーパー運動や広報啓発活動を推進する。
- (5) 道民が一丸となって飲酒運転を根絶する気運を高めるための象徴である「飲酒運転根絶ロゴマーク」の普及啓発や効果的な活用を推進する。
- (6) 「飲酒運転ゼロボックス」の活用など、飲酒運転に関する情報提供の促進を図り、飲酒運転を見逃さない「社会の目」の一層の拡大を推進する。

## 第7 具体的広報内容

運動の推進に当たっては、次により運転者及び歩行者のそれぞれの立場から交通安全を実践するとともに、家庭、学校、職場では、交通の場における正しい行動が習慣化されるよう話し合いや指導を行い、各地域では地域のふれあいを通じて、地域に根ざした交通安全活動が行われるように努める。

### 1 歩行者優先意識の徹底や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止

#### ○ 運転者の皆さんは

交差点等における一時停止、安全確認を徹底しましょう。

こどもの飛び出しや高齢者の道路横断にも対応できる安全な速度で運転しましょう。

「ハンドサインでストップ運動」を実践し、

- ・信号機のない横断歩道に近づくときは、横断歩行者や横断しようとする歩行者がいないことが明らかな場合を除き、その直前で停止できる速度で進行しましょう。
- ・信号機のない横断歩道に横断歩行者や横断しようとする歩行者がいる場合は必ず横断歩道手前で停止しましょう。(停止後は、歩行者に「お先にどうぞ」と手で合図し

ましょう。)

## ○ 歩行者の皆さんは

横断歩道や信号機のある交差点が近くにあるときは、その横断歩道や交差点で横断しましょう。

信号機のない横断歩道を横断する時は、「ハンドサインでストップ運動」を実践し、

- ・手を上げるなどして運転者に横断する意思を明確に伝えましょう。
- ・横断する前、横断中も、左右の安全をよく確認して車に注意しましょう。
- ・横断歩道手前で停止した運転者と目を合わせ、会釈するなど感謝の気持ちを伝えましょう。

外出するときは、明るい服装を心掛け、反射材用品等を身に付けましょう。

## ○ 家庭では

家族が外出するときは、「交通事故に気をつけて」のひと声をかけましょう。

## ○ 学校では

基本的な交通ルールのほか、「ながらスマホ」などの危険性を理解させましょう。

## ○ 地域・町内では

交通安全講習等に積極的に参加するなど、反射材用品等の普及と着用の促進を呼びかけましょう。

### 【ハンドサインでストップ運動】

信号機の設置のない横断歩道において、歩行者とドライバーが相互に意思疎通を図る横断方法等を提唱し、歩行者保護の気運醸成を図ることを目的とした運動です。

## 2 スリップ事故防止と全席シートベルト着用の徹底

### ○ 運転者の皆さんは

早朝、夜間は路面凍結のおそれがあるため、早めにスタッドレスタイヤに交換し、スピードを抑えた安全運転に努めましょう。

運転感覚を夏道から冬道に切り替え、車間距離を十分に確保するとともに、早めのブレーキに心がけて、スリップを防止しましょう。

特に、山間部や橋の上、トンネル付近などは、凍結のおそれがあるため、路面状況に応じて危険を予測した運転に努めましょう。

後部座席を含め、全員がシートベルト・チャイルドシートを正しく着用しているか確認しましょう。

### ○ 家庭・学校・職場では

冬道の危険性について話し合い、外出するときは、声をかけ合い、事故防止に努めましょう。

道路情報の共有や冬道における事故防止など、安全指導を徹底しましょう。

シートベルト・チャイルドシートを着用しない場合の危険性について理解を深め、全ての座席において、必ず着用するよう習慣付けましょう。

### ○ 地域・町内では

冬道の危険な場所や交通量の多い交差点などでのスピードダウンによるスリップ事故防止、全ての座席でのシートベルトとチャイルドシートの正しい着用について呼びかけまし

よう。

### 3 飲酒運転の根絶

#### ○ 運転者の皆さんは

飲酒運転は悪質で重大な犯罪であるとの認識を持ち、二日酔い運転を含め、飲酒運転は絶対にやめましょう。

#### ○ 同乗者の皆さんは

運転者の飲酒状況を確認し、二日酔い状態も含めて、酒気を帯びている人には、絶対に運転をさせないようにしましょう。(同乗罪に問われる場合があります。)

#### ○ 家庭では

飲酒運転は悪質で重大な犯罪であること、悲惨な事故やひき逃げにつながる危険な行為であることなどを、家族で繰り返し話し合うなど、飲酒運転を根絶しましょう。

#### ○ 職場・学校では

定期的に安全教育や指導などを行い、飲酒運転根絶の意識を浸透させましょう。

ポスター（飲酒運転根絶ロゴマーク使用）等の掲示や、ハンドルキーパー運動を推進するなど、継続的に安全啓発や注意喚起を実践しましょう。

飲酒場所に車で行かないことや、飲酒後の帰宅手段の確認など、飲酒運転をさせないため、お互いに注意喚起のひと声をかけましょう。

#### 【ハンドルキーパー運動】

自動車仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける運動です。

#### ○ 酒類を提供・販売する飲食・販売店の皆さんは

飲酒運転の悪質・危険性や交通事故の悲惨さを呼びかけ、ハンドルキーパー運動を推進し、飲酒運転を根絶しましょう。

飲酒運転をしようとしている者を制止し、タクシーや運転代行の利用を促すなどして、飲酒運転を根絶しましょう。

#### ○ タクシー・運転代行業者の皆さんは

酒類を提供する飲食店や酒類販売店等と協力して、タクシーや運転代行の利用を働きかけ、飲酒運転を根絶しましょう。

#### ○ 地域・町内では

街頭啓発や町内会の会合、回覧板など、あらゆる機会を通じて、飲酒運転の根絶を呼びかけましょう。

#### ○ 道民の皆さんは

「飲酒運転をしない、させない、許さない、そして見逃さない」を徹底しましょう。

飲酒運転をしている者や、その疑いのある者を発見した場合は、警察に通報しましょう。

#### 【飲酒運転通報システム】

北海道警察では、110番通報のほか、飲酒運転に関する情報提供を電子メールにより受け付ける「飲酒運転ゼロボックス」をホームページ上に開設しています。